

平成20年12月2日

ジェイアール東海労働組合  
中央執行委員長 鈴木 富雄 殿  
ジェイアール東海労働組合  
新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会  
執行委員長 小林 國博 殿

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 松本 正之



当社の新幹線鉄道事業本部関西支社大阪第一車両所が、平成7年7月3日から平成8年5月30日までの間に、組合新幹線関西地方本部大阪第一車両所分会の組合掲示板から、掲出中の9点の掲示物を延べ13回にわたり撤去したことは、中央労働委員会によって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにします。